

#### 4 学生の受け入れ

[現状の説明] (評価の視点 4-1 から 4-13)

(学生の受け入れ方針等)

**4-1 法科大学院制度の目的に合致し、かつ、各法科大学院の理念・目的ならびに教育目標に即した学生の受け入れ方針、選択方法および選抜手続きが設定され、事前に入学志願者をはじめ広く社会に公表されているか。**

学生の受け入れ方針、選抜方法および選抜手続きについては、法科大学院の選抜試験は、高度の能力と倫理観を備えた多様な人材を公平に選考するため、法学部出身者だけでなく、他学部出身者および社会人についても区別なく、適性試験、学部等の成績、個人調書、社会活動の実績、小論文、面接の結果を総合して行うこととし、学業以外の活動実績や社会人としての活動実績は、個人調書の記載により評価し、小論文では、社会的関心のあり様、論理的思考力、表現力などを問い、面接では、法曹をめざすにいたった動機、勉学意欲、判断力、応用能力を試すこととしている。また、入学試験においては、法学未修者と法学既修者を区別せず、適性試験の結果による受験制限も行っていない。また、具体的な選考方法としては、入学試験を秋季および春季の2回実施し、それぞれにおいて、第1次選考では、適性試験、書類審査（出身校の成績証明書、個人調書等）、筆記試験（小論文）を実施し、第2次選考では、第1次選考合格者を対象として面接試験を実施し、第1次選考及び第2次選考の結果の総合点により合格者を決定している。

以上については、すべて「アドミッションポリシー」として大学院パンフレットおよびホームページ上で公表している。

**4-2 入学者選抜にあたっては、受入れ方針・選抜基準・選抜方法に適った学生を適確かつ客観的な評価によって受け入れているか(「専門職」第20条)。**

入学者選抜にあたっての評価については、秋季および春季のそれぞれの第1次選考では、適性試験の結果を100点満点に換算し、書類審査（出身校の成績証明書、個人調書等）の結果を100点満点で数値評価し、さらに筆記試験（小論文）を実施して100点満点で評価し、合計300点満点として合計得点の上位の者から順に一定の数に達する人数までを第1次選考合格者とし、さらに第1次選考合格者を対象とした第2次選考では、面接試験を実施して100点満点で数値評価し、第1次選考の得点(300点満点)と合算して400点満点として合計得点の上位の者から順に一定の数に達する人数までを最終合格者としている。

**4-3 学生募集方法および入学者選抜方法は、法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、入学者選抜を受ける公正な機会を等しく確保したものとなっているか(「専門職」第20条)。**

入学者選抜を受ける公正な機会の確保については、出願資格については、独立行政法人大学入試センターが当該年度に実施した「法科大学院適性試験」または財団法人日弁連法務研究財団が当該年度に主催した「法科大学院統一適性試験」を受験した者であって、次の(1)～(8)のいずれかに該当する者としている。

- (1) 大学を卒業した者または2008（平成20）年3月卒業見込みの者。
- (2) 学校教育法第68条の2第4項の規定により学士の学位を取得した者または取得見込みの者。
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者または修了見込みの者。

- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本において履修することにより、当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者または修了見込みの者。
- (5) 日本において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者または入学までに修了する見込みの者。
- (6) 専修学校の専門課程（修学年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者。
- (7) 文部科学大臣の指定した者。（昭和 28 年文部省告示第 5 号）
- (8) 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

これらの事項は、入学試験概要として大学院パンフレットおよびホームページ上で公表し、入学試験要項でも明示している。

入学試験要項は、神奈川大学の窓口・守衛所で無料配布する他、神奈川大学入試センターに請求があれば送付し、また各種団体が実施する法科大学院説明会においても無料配布している。

### (実施体制)

#### 4-4 入学者選抜試験に関する業務は、責任ある実施体制の下で、適切かつ恒常的に安定して行われているか。

入学者選抜試験に関する業務の実施体制については、研究科委員会において秋季・春季 2 回の入学試験および法学既修者認定試験に関する基本方針および入学試験要項の内容を決定し、この決定にもとづき、研究科委員長の指示の下、神奈川大学入試センター(\*)の業務として、入試要項・出願書類等の印刷と配布、ホームページ等による広報、試験問題の作問依頼および印刷、出願書類の受け入れと整理、書類審査・小論文試験・面接試験の審査委員・監督者・面接委員の依頼、試験会場の設営などの所要の事務を、同センター事務職員が実施している。出願書類の審査、小論文試験の作問と採点、面接試験の面接委員は、すべて法務研究科専任教員が担当し、研究科委員会の構成員全員による合否判定会議の検討にもとづき、法務研究科委員会の議を経て、全学の組織である大学院委員会の決定により合格者を決定する体制となっている。

#### (\*)神奈川大学入試センター

学生募集及び入学者選抜に関する業務を処理するため、学校法人神奈川大学事務組織規則（昭和 47 年 7 月 21 日規則第 3 号）第 2 条第 2 項にもとづき設置されている組織で、神奈川大学の教育職員である所長及び事務長他の事務職員により構成される。組織の詳細については、添付資料 11-15:「神奈川大学入試センター設置規程」参照。

### (複数の入学者選抜の実施)

#### 4-5 複数の入学者選抜方法を採用している場合、各々の選抜方法の位置づけおよび関係は適切であるか。

複数の入学者選抜については、入学試験は秋季試験と春季試験の 2 回実施してい

るが、それぞれの選抜方法は同一であって、複数の選抜方法は採用していない。

#### (公平な入学者選抜)

#### 4-6 自校推薦や団体推薦等による優先枠を設けるなどの形で、公平性を欠く入学者選抜が行われていないか。

公平な入学者選抜の確保については、特定の団体等からの推薦などの優先枠は設けず、全ての志願者について、適性試験の結果、提出書類の審査結果、小論文試験の採点結果、面接試験の採点結果の各項目を各 100 点満点として数値化し、合計点数の最も高い者から順に定員を満たすまで合格者とする方法で選抜している。小論文試験の採点に際しては、受験者の受験番号・氏名が採点者にはわからないように匿名化したうえで採点作業を行っており、また提出書類の審査および面接試験についても 2 名の専任教員が審査を担当する体制をとり、担当者による評価の偏りを低減するように努めている。なお、各年度の入学試験における合格者のうち神奈川大学出身者の占める割合は、以下の通りである。

	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
合格者数	82	83	73	78
神奈川大学出身者数	3 (3.66%)	6 (7.23%)	6 (8.22%)	12 (15.38%)

#### (複数の適正試験の結果)

#### 4-7 入学者選抜において、複数の適正試験の結果を考慮する場合、その内容・方法は適切か。また、その内容・方法は事前に公表されているか。

複数の適性試験の結果の取扱いについては、出願者は独立行政法人大学入試センターが出願年度に実施した「法科大学院適性試験」、または財団法人日弁連法務研究財団が当該年度に主催した「法科大学院統一適性試験」のいずれかの結果を提出するものとしており、日弁連法務研究財団実施のものを提出した出願者については、同財団が適性試験実施後に発表する対応表によって点数を調整した上で、大学入試センター実施のものを提出した出願者と同一の基準で評価している。上記の内容・方法は入学試験要項に記載してある。

#### (法学既修者の認定等)

#### 4-8 法学既修者の認定は、適切な認定基準および設定方法に基づき公正に行われているか。また、認定基準は適切な方法で事前に公表されているか(「専門職」第 25 条)。

法学既修者の認定については、秋季および春季の入学試験合格者を対象として、秋季および春季の 2 回、法学既修者認定試験を実施して、その合格者を法学既修者と認定している。法学既修者認定試験の実施科目は、法学既修者が 1 年次において履修を免除される 1 年次配当科目である公法 I・II、民法 I～IV、刑法総論 I・II、刑法各論、民事訴訟法 I、司法制度論の内容に相応する科目である憲法・民法・刑法・民事訴訟法である。このうち憲法・民法・刑法は短答式および論文式試験、民事訴訟法は論文式試験を実施している。作問および採点担当者は、各科目を担当する専任教員である。可否の判定は、全試験科目の総得点および各試験科目の得点を勘案して、法学既修者として 1 年次配当の法律基本科目の履修免除に相応しい能力を有しているかを判断して判定している。

また、過去三年以内の旧司法試験短答式試験合格の有無、財団法人日弁連法務研

究財団ならびに財団法人商事法務研究会主催「法科大学院既修者試験」の結果を出願書類に添付した者についてはその結果を考慮するものとし、このことは、試験科目、試験方法、試験時間と共に入学試験要項およびホームページで公表している。しかし、筆記試験の総得点、各科目の得点、旧司法試験短答式試験および「法科大学院既修者試験」の結果が、既修者認定においてどの程度の重みをもっているかについては公表していない。

**4-9 法学既修者の課程修了の要件については、在学期間の短縮および修得したものとみなす単位数が法令上の基準(1年、30単位を上限とする)に基づいて適切に設定されているか(「専門職」第25条)。**

法学既修者として入学を許可した者の課程修了の要件については、必要在学期間が1年短縮され、1年次配当の法律基本科目10科目24単位と、司法制度論(展開・先端科目)2単位がすでに修得されたものとみなされることとしている(添付資料11-8:「神奈川大学大学院学則」第13条の3第2項、第10条に定める別表中の履修方法2を参照)。

#### (入学者選抜方法の検証)

**4-10 学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、恒常的に検証する組織体制・システムが確立されているか。**

入学者選抜方法の検証の体制については、学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、必要な事項について検討するための委員(入試担当委員)が研究科委員会において専任教員から毎年2名選定され、当該入試担当委員が研究科委員会に具体的な改善案を提案し、研究科委員会における審議を経て決定する体制となっている。成績評価や単位認定など教育上・教務上の問題に関連して入学者選抜方法の改善の検討が必要となる場合も、研究科委員会で随時各教員から問題提起され、上記入試担当委員の検討事項とされ得る体制となっている。

#### (入学者の多様性)

**4-11 多様な知識または経験を有する者を入学させるよう適切に配慮しているか。(「連携法」第2条、「専門職」第19条)。**

入学者の多様性の確保については、特に社会人合格者枠などは設けていないが、小論文式試験の出題内容について特定の学問分野を専攻する者に有利にならないよう、また多様な知識・経験を有する者がその知識・経験を生かした答案を書きやすいように配慮している。また、出願書類審査における個人調書の審査および面接試験においても多様な知識・経験を有することを評価の対象とするようにしている。

**4-12 入学者のうち法学以外の課程を履修した者または実務等の経験を有する者の占める割合が3割以上となるよう努めているか。また、その割合が2割に満たない場合は、当該法科大学院における入学者の選抜の実施状況を公表しているか(「告示第53号」第3条)。**

入学者のうち法学以外の課程を履修した者および実務等の経験を有する者の占める割合は、本研究科設置以来、毎年3割を超えている(具体的な数値については、「基礎データ」21頁参照)。また、過去のすべての入学試験の結果について、合格者のうち法学以外の課程を履修した者および実務等の経験を有する者の占める割合

をホームページで公表している。

#### (入学試験における身体障がい者等への配慮)

#### 4-13 身体障がい者等が入学試験を受験するための仕組みや体制等が整備されているか。

入学試験における身体障がい者等への配慮については、身体障がい者等の受験を拒否していないのは当然のこととして、身体障がい等のために特別の配慮を要する受験者に対しては、「受験特別措置申請書」の提出を求めて具体的なニーズを事前に正確に把握し、適切な対応を取ることとしている。本研究科の入学試験では未だ例はないが、弱視者のための試験問題の拡大や読み取り機械の持ち込みの許可、精神的・身体的な特殊事情に配慮した別室受験の許可等の対応は、過去の他学部における入学試験において実例があり、また実例はないが、上肢に障がいがある受験者に対する代書受験等の実現も可能な体制になっている。また、入試段階での支援と入学後の支援とに一貫性をもたせ、支援の実を挙げるため、2006年度から学内の関係部局(入試センター、学生生活支援部、学習進路支援部)による統一マニュアルの作成作業が進められている。しかし、例えばノートテイクを必要とする視覚障害や、手話通訳を必要とする聴覚障がいなどについては、これらの補助者の教室内への立ち入りを認める等の便宜を図ることは可能であるが、補助者を確保するための費用面での支援体制は未整備である。

#### [点検・評価(長所と問題点)](評価の視点 4-1 から 4-13)

法科大学院制度の目的に合致し、かつ、各法科大学院の理念・目的ならびに教育目標に即した学生の受け入れ方針、選抜方法および選抜手続きを設定しこれらは、事前に入学志願者をはじめ広く社会に公表している。また、入学者選抜にあたっては、受け入れ方針・選抜基準・選抜方法に適った学生を適確かつ客観的な評価によって受け入れられる選抜方法を採用しており、学生募集方法および入学者選抜方法は、法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して入学者選抜を受ける公正な機会を等しく確保したものとなっており、特に問題はない。

入学者選抜試験に関する業務は、責任ある実施体制の下で、適切かつ恒常的に安定して行われており、特に問題はない。

公平な入学者選抜については、公平性を欠く入学者選抜が行われていることはなく、特に問題はない。

法学既修者の認定については、法学既修者が履修を免除される1年次配当の法律基本科目全てについて、科目担当の専任教員自身が作成した試験問題による法学既修者認定試験の結果を基礎として、作問者による判定会議によって認定の可否を判定しており、法学部出身であることや旧司法試験短答式試験の合格者であることで自動的に法学既修者と認定するのではなく、1年次配当の法律基本科目の履修免除に相応しい能力を有する者のみを認定し得る適切な認定基準と認定方法によって、公正に認定がなされている。ただし、認定基準が事前に客観的に公表されているかについては、筆記試験における総得点および各科目毎の得点が合否の判断において具体的にどのように勘案されるのか、旧司法試験短答式試験および「法学既修者試験」の結果が、既修者認定においてどの程度の重みをもっているかについて明らかになっていない点で、やや欠けるところがあるとの評価をする余地はある。しかし、1年次配当の法律基本科目の履修免除に相応しい能力の有無を筆記試験の結果のみで見極めるのは難しく、種々の状況を総合的に評価せざるを得ない点を勘案すると、

認定基準の現状以上の客観化は、かえって既修者認定の方法を不適切なものにしてしまう危険を伴うと考えられ、その点も勘案すれば、現状のままでも問題はないと考える。

**入学者選抜方法の検証**については、研究科委員会が検証の主体となる体制であり、構成員が少人数であることから、細部についての検討も研究科委員会での審議が可能であることの利点を生かしていると評価できるが、過去の入学者選抜における書類審査、小論文試験、面接試験のそれぞれの評価と、合格者の入学後の成績・新司法試験の成績との相関性についての検証や、審査基準・採点基準の設定をさらに客観的かつ適切なものとする余地がないかなど、より技術的問題についての検証・検討についても、入試担当委員ないし専門の委員を選定して取り組むことが適切である。

**入学者の多様性の確保**については、小論文試験の出題内容や、出願書類審査・面接試験などによって配慮するのみであり、志願者に占める法学部以外出身者および社会人の比率の大きさに依存する体制であることは否定できない。現状では、入学者のうち非法学部出身者と社会人出身者が占める割合が3割を超えているが、将来、法学部在学学生または法学部卒業後の年数の浅い者が志願者の大半を占める事態となる可能性を否定することはできないことから、早期に検討を要する問題である。

**入学試験における身体障がい者等への配慮**については、「統一マニュアル」作成の作業に見られるように、神奈川大学の全学的な取り組みが積極的になされており、本研究科も身体障がい者等を受け入れる準備は、相当程度整っていると考えられる。ただし、障がいの種類によっては、ノートテイクや手話通訳者などの必要な補助者を確保するための費用を支援する体制が未整備であるなど、支援体制として不備な点も残されている。

#### **[将来への取組み・まとめ]** (評価の視点 4-1 から 4-13)

**入学者の多様性の確保**については、非法学部または社会人出身者の入学者に占める割合を一定水準に維持するため、入学定員に「他学部枠」「社会人枠」など、一定の優先枠を設けることの可否について、研究科委員会において検討し、2008年度中に結論を得る。

**入学試験における身体障がい者等へ更なる配慮を図るため**、学内の関係部局との交渉を粘り強く続け、費用面での援助の充実を実現するべく努力をする。

**入学者選抜方法の検証の体制**については、2008年度における入試担当委員を、従来の研究科教員2名の体制に、さらに実務家教員も加えた3名としたうえで、入試担当委員は入試センターの事務職員との連携により、過去の入学者選抜における評価と、合格者の入学後の成績・新司法試験の成績との相関性など、客観的データによる検証の作業にも取り組みむものとする。

**入学試験における身体障がい者等への配慮**については、学内の関係部局との交渉を粘り強く続け、費用面での援助の充実を実現するべく努力をする。

#### **[現状の説明]** (評価の視点 4-14 から 4-17)

##### **(定員管理)**

**4-14 法科大学院の教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数および学生収容定員(注)に対する在籍学生数は適正に管理されているか。**

**4-15 学生収容定員(注)に対する在籍学生数に大幅な超過や不足が生じないための**

**仕組み・体制等が講じられているか。また、大幅な超過や不足が生じた場合、その是正に向けた措置がとられているか。**

**(注：ここでいう「収容定員」は、法令にいう「入学定員の3倍」であるから。既修者認定を受けた者の人数によっては、収容定員対在籍学生数は、必ずしも1対1が適正とはいえない。)**

入学定員および学生収容定員の管理については、秋季および春季の入学試験および法学既修者認定試験における合否判定会議において、入学者数が入学定員50人を大幅に超過・不足することにならないか、また法学既修者の受け入れにより2年次開講科目の受講学生数が50人を大幅に超過することにならないかという点に特に配慮して合否の判定を行っている。しかし、秋季および春季の入学試験および既修者認定試験の合否判定の時点では、次年度における在籍学生の数(とりわけ卒業せずに引き続き3年次に在籍する者の数)が確定していないため、学生収容定数の過不足については、概数を予測する以外に知る術がない。

ただし本研究科設置以来、入学者数・在籍学生数ともに、入学定員・学生収容定員を若干名下回る数で推移しており、大幅な超過・不足を生じたことはない(具体的数値については、基礎データ20頁参照)。

#### **(休学者・退学者の管理)**

**4-16 休学者・退学者の状況および理由の把握・分析に努め、適切な指導等がなされているか。**

休学者・退学者の管理については、休学願・退学願にその理由を明示することとし、また提出前後に教務委員やクラス担任等の専任教員が面談して、それぞれの学生の状況の把握と指導を行うように努め、その結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会において休学・退学の理由の把握・分析をする体制となっている。

#### **(特色ある取組み)**

**4-17 法科大学院における適切な学生の受け入れを達成するために、特色ある取組みを行っているか。**

法科大学院として適切な学生の受け入れを達成するための特色ある取り組みとしては、まず第一に、秋季および春季における入学試験と法学既修者認定試験の各々の成績優秀者を給費生に採用する制度を設けて、本研究科の入学者としてより望ましいと考えられる者が本研究科に入学するためのインセンティブを高めるように務めていること、第二に入学試験において法学既修者と未修者とを区別することなく合否判定を行って合格者の多様性の確保に努めていること、第三に法科大学院への進学を希望する者に対して実施する本研究科の入試説明会に在校生を説明員として参加させて、本研究科の教育内容や学習環境などについての情報をも提供することによって、受験生が本研究科の教育方針や教育内容に適合するか否かについての適切な判断をするための材料を提供するように努めている点が挙げられる。

#### **[点検・評価(長所と問題点)] (評価の視点4-14から4-17)**

法科大学院制度の目的に合致し、かつ、各法科大学院の理念・目的ならびに教育目標に即した学生の受け入れ方針、選抜方法および選抜手続きを設定しこれらは、事前に入学志願者をはじめ広く社会に公表している。また、入学者選抜にあたっては、受け入れ方針・選抜基準・選抜方法に適った学生を適確かつ客観的な評価によって受け入れられる選抜方法を採用しており、学生募集方法および入学者選抜方法

は、法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して入学者選抜を受ける公正な機会を等しく確保したものとなっており、特に問題はない。

**[将来への取り組み・まとめ]**（評価の視点 4-14 から 4-17）

**学生収容定員の管理**については、進級制の採用の可否と密接な関連をもつ問題であるので、進級制採用の検討とあわせて具体的な体制のあり方を研究科委員会で検討し、2008 年度中に結論を得る。